

(地Ⅲ114)  
平成29年8月31日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 羽 鳥 裕

### 平成29年度健康増進普及月間の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省健康局長より、各都道府県知事等宛に平成29年度健康増進普及月間の実施について通知がなされております。

本月間は、健康増進法（平成14年法律第103号）第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第430号）第6の2により、毎年9月に国民一人ひとりの健康に対する自覚を高め、健康づくりに向けた実践を促進する普及啓発を全国的に実施しているものであり、今年度においても別添の要綱に基づき実施されるものであります。

今年度は、「運動」、「食生活」、「禁煙」、「健診・検診」、「女性の健康週間」の5種類のポスターが作成されており、本会へも送付されてまいりましたので併せてお送りいたします。

なお、食生活改善普及運動の実施については、平成29年8月31日付日医発第552号（地Ⅲ113）の文書をもって貴会宛てに通知しておりますが、本運動と連携して健康増進普及に向けた取り組みを実施することとされております。

つきましては、健康増進普及月間及び、食生活改善普及運動について、貴会におかれましてもご了知の上、実施にあたりご協力いただきたくお願いいたしますとともに、貴会管下郡市区医師会等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健発0706第2号

平成29年7月6日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長 〕 殿

厚生労働省健康局長

( 公 印 省 略 )

#### 平成29年度健康増進普及月間の実施について

近年、我が国においては、生活習慣病対策が重要な問題となっておりますが、生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連しており、国民の健康の保持・増進を図るためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

そのため、健康増進法（平成14年法律第103号）第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第430号）第6の2により、毎年9月を健康増進普及月間と定め、国民一人ひとりの健康に対する自覚を高め、健康づくりに向けた実践を促進する普及啓発を全国的に実施しているところですが、今年度においても、別添の要綱に基づき実施することとしましたので、それぞれの地域の特性を勘案の上、食生活改善普及運動と連携して、本月間が効果的に展開されるよう特段の御配慮をお願いします。

また、都道府県においては、管内市町村（保健所設置市を除く。以下同じ。）、関係団体等に対しても、本月間の周知及び事業の実施について、協力を依頼していただきますよう併せてお願いします。

なお、本月間における健康づくりのための取組の計画について、別紙様式により7月24日までに厚生労働省健康局健康課に御提出ください。都道府県においては、管内市町村における取組事例についてもとりまとめて報告願います。

また、本月間の普及啓発ポスターを配布するため、所要枚数を別添調査票に記入の上、7月17日までに御返送くださいますようお願いいたします。

## 平成29年度健康増進普及月間実施要綱

## 1. 名称

平成29年度健康増進普及月間

## 2. 趣旨

平均寿命の著しい伸長にみられるように、近年の国民の健康水準の向上には目覚ましいものがあるが、一方において、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴って、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加等が大きな問題となっている。

このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、疾病の早期発見や治療に留まることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を強力に推進し、壮年期死亡の減少及び認知症若しくは寝たきりにならない状態で生活できる期間である「健康寿命」の延伸を図っていくことが極めて重要となっている。

また、生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連していることから、国民の健康の保持・増進を図るためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要である。

このため、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、平成29年9月1日から30日までの1か月間を健康増進普及月間とし、食生活改善普及運動と連携して、種々の行事等を全国的に実施するものである。

## 3. 実施機関

厚生労働省並びに健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、保健所設置市、特別区、市町村及び関係団体

## 4. 実施期間

平成29年9月1日～9月30日

## 5. 統一標語

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ  
～健康寿命の延伸～

## 6. 実施方法

## (1) 厚生労働省

厚生労働省ホームページを利用した広報等を図るほか、ポスターの作成等によ

り健康増進に関する普及啓発を図る。

(2) 都道府県、保健所設置市、特別区、市町村及び関係団体

健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村及び関係団体は、関係機関等との連携を密にしつつ、それぞれの地域や職域の実情に即し、創意工夫をこらした効果的な普及啓発を図る。

〈活動内容の例示〉

- ア. テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報
- イ. 都道府県及び市区町村の広報紙、関係機関及び関係団体等の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報
- ウ. ポスター、リーフレット等による広報
- エ. 健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム、フォーラム及び映画会等の開催
- オ. ウォーキング等の運動イベントの開催
- カ. 地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募及び発表
- キ. 住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進
- ク. 健康相談、食生活相談及び栄養改善指導

なお、事業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の認知度の向上
- ② 「健康づくりのための身体活動基準 2013」、「食事バランスガイド」、「禁煙支援マニュアル（第二版）」及び「健康づくりのための睡眠指針 2014」の積極的な活用
- ③ スマート・ライフ・プロジェクトとの連携  
スマート・ライフ・プロジェクトについては、専用ホームページに掲載しているので参照されたい。  
( <http://www.smartlife.go.jp/> )
- ④ 食生活改善普及運動との連携